

春日井市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）又は優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号）に基づく優良建築物等整備事業（以下「優良建築物等整備事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第1条の2 補助金の交付を受けることのできる者は、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であって次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助事業の内容、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(計画協議)

第3条の2 優良建築物等整備事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業についてあらかじめ市に協議をしなければならない。

2 前項の規定による協議は、計画協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添

えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 地区別計画調書（現況及び計画）
- (2) 地区別準備状況調書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他資料等

3 市長は、前項に規定する協議書の提出があったときは、その内容を審査し、計画協議結果通知書（第2号様式）により補助対象者に通知する。

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第3条第3号の規定により添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 年度別事業計画内訳書
 - (2) 交付申請額の算出方法等（優良建築物等整備事業にあつては、算出方法の明細を含む。）
 - (3) 次に掲げる補助事業に関する図面
 - ア 市街地再開発事業にあつては、位置図及び建築物の概要図
 - イ 優良建築物等整備事業にあつては、位置図、建築物の概要図及び別表第2の補助対象経費の区分を確認するために必要な図面
 - (4) 次に掲げる補助事業関係権利者の同意書
 - ア 再開発準備組織（市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているものをいう。別表第1において同じ。）にあつては、組織への参加状況を確認できる書類
 - イ 市街地再開発組合にあつては、総会の決議を確認できる書類
 - ウ 優良建築物等整備事業にあつては、事業への参加状況を確認できる書類
- （申請の取下げのできる期間）

第5条 規則第5条第1項の規定により取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、原則として規則第10条の規定による補助金の額を確定した後交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金額確定通知書又は規則第4条第1項の規定による交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第9条による実績報告書は、補助事業実績報告書に収支決算書を添えて、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が補助金の交付決定のあった年度の翌年度にわたるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日までに年度終了実績報告書を、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日までに補助事業実績報告書を提出しなければならない。

(仮設店舗等の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、仮設店舗等を設置した場合は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

2 補助事業者は、仮設店舗等の管理状況を毎年度末に市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、仮設店舗等の使用計画期間を経過したときは、速やかに撤去しなければならない。ただし、当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

4 特別の事情により仮設店舗等を引き続いて管理することが不相当と認められるときは、市長の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、この限りではない。

5 前項の場合において耐用年数前に仮設店舗等を撤去するときには、同種の事

業に継続使用する場合を除き、残存価格（補助対象建設費に残存価額率を乗じた額をいう。）に補助率を乗じて得た額を市長に返還しなければならない。

（事業完了期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業交付決定通知書に付された期日までに事業を完了しないときは、速やかに完了期日の変更報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（工事着手等の届出）

第10条 補助事業者は、次に掲げる工事については、着手及び完了の届けを市長にしなければならない。

- (1) 建築物の除去工事
- (2) 仮設店舗等設置工事
- (3) 施設建築物の建築工事

（帳簿等の保存等）

第11条 規則第12条に規定する帳簿等は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 規則第12条に定めるもののほか、補助事業者が補助事業等における残存物件の取り扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号）に定められている物品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

3 附帯事務費の用途基準については、住宅関係補助事業の附帯事務費等の用途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発第172号）の「附帯事務費」の項に準ずるものとする。

（書類の提出部数）

第12条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

（財産の処分の制限）

第12条の2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産について、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過する前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他の重要な財産であって、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの

2 補助事業者又は民間事業者が市長の承認を得て、財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(表示板の設置義務)

第12条の3 補助事業者は、制度の趣旨を広く市民に周知し、事業の一層の促進に資するため、建築工事の期間中及び工事完了後において、補助を受けて実施された事業であることを示す表示板を、必要に応じて事業実施地区内の見やすい場所に表示しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市市街地再開発事業等補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例になる。

別表第1（第2条関係）

補助事業	要件
市街地再開 発事業	<p>市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社及び再開発準備組織が行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「国交付金要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-13-(2)及び同編イ-16-(1)に規定する市街地再開発事業のうち、法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業又は同編イ-16-(3)に規定する市街地総合再生施設整備</p> <p>(2) 春日井市総合計画、春日井市都市計画マスタープラン等市の施策に位置づけられた事業</p> <p>(3) 施設建築物の大部分の用途に、風俗営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）を含まない事業</p>
優良建築物 等整備事業	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 国交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業のうち、優良再開発型優良建築物等整備事業の共同化タイプ又は都市再構築型優良建築物等整備事業の人口密度維持タイプ</p> <p>(2) 鉄道駅を含む都市機能誘導区域かつ商業地域にて実施される事業又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に位置付けられた事業</p>

	<p>(3) 施設建築物に商業等のにぎわいの創出又は、生活利便に寄与する施設を整備する事業</p> <p>(4) 施設建築物の大部分の用途に、風俗営業等を含まない事業</p>
--	---

別表第2 (第3条関係)

補助事業	補助対象経費			補助限度額	
	区分	内容			
市街地再開発事業	市街地	調査設計計画	1 事業計画作成費	国交付金要綱に定めるところによる。	国交付金要綱による補助対象経費の3分の2以内 (国交付金要綱附属第Ⅲ編表13-(2)-4の(ア)欄又は同編表イ-16-(1)-5の(あ)欄の事業にあつては、土地整備及び共同施設整備のそれぞれの費用の3分の2の額に同表(イ)欄又は(い)欄の係数を乗じて得た額以内)
			2 地盤調査費		
			3 建築設計費		
			4 権利変換計画作成費		
	整備	土地整備	1 建築物除去等費		
			2 仮設店舗等設置費		
			3 補償費等		
共同施設整備	共同施設整備	1 空地等整備費			
		2 供給処理施設整備費			
		3 その他の施設整備費			
市街地総合再生施設整備	市街地総合再生施設整備	1 公開空地等の整備			
		2 住宅等の建設			
優良建築	調査設計計画	調査設計計画	1 基本構想作成費	国交付金要綱に定めるところによる。	国交付金要綱による補助対象経費の3分の2以内
			2 事業計画作成費		
			3 地盤調査費		
			4 建築設計費		
	土地整備	土地整備	1 建築物除去等費		

物 等 整 備 事 業		2 補償費等		
	共同施設整備	1 空地等整備費		
		2 供給処理施設整備費		
		3 その他の施設整備費		
	用地取得	1 用地取得費		
専有部整備	1 専有部整備			

第1号様式（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

計画協議書

優良建築物等整備事業の補助金を受けたいので、春日井市市街地再開発事業等補助金交付要綱第3条の2第2項の規定により次のとおり協議します。

- 1 施行地区名
- 2 補助事業の目的
- 3 添付書類
 - ・ 地区別計画調書（現況及び計画）
 - ・ 地区別準備状況調書
 - ・ 参加者名簿
 - ・ その他資料等

第2号様式（第3条の2関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

計画協議結果通知書

年 月 日付けで計画協議のありました優良建築物等整備事業については、春日井市市街地再開発事業等補助金交付要綱第3条の2第3項の規定により、次のとおり協議結果を通知します。

- 1 施行地区名
- 2 事業の適合性に係る審査結果
適合していると認められる。 適合していると認められない。
- 3 審査結果に付する意見等